医政発 0907 第 2 号 令和 3 年 9 月 7 日

各 {都道府県知事 保健所設置市長}殿 特別区長

厚生労働省医政局長(公印省略)

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標・計画の達成時期等について (通知)

歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的事項については、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(平成24年厚生労働省告示第438号)に示しており、その目標・計画に関しては「おおむね10年後を達成期間として設定する」としている。

一方、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項については、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成24年厚生労働省告示第430号)に示されている。

令和3年1月21日に開催された第43回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において、都道府県等の策定する医療計画等の期間と調和を図る観点から、健康日本21の期間及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の達成期間を1年延長することが了承された(別添1及び別添2)。

これを踏まえ、今般、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標・計画の達成期間について、平成34年度(2022年度)までとされていたところ、令和5年度(2023年度)までとすることとしたのでお知らせする。

また、別添2に記載のとおり、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項については、健康日本21(第二次)の最終評価と連携を図りながら、令和4年(2022年)夏頃を目途に最終評価の報告書を作成し、令和5年(2023年)春頃を目途に次期基本的事項を公表することとしており、令和6年度(2024年度)から実際に次期基本的事項の開始を予定している。

貴職におかれましては、貴管下の関係諸機関等に対して周知方お願いする。